

1. 件名：廃止措置段階の試験研究用等原子炉設置者の3条改正に伴う保安規定変更認可に係る合同ヒアリング

2. 日時：令和2年11月18日（水）13時30分～14時35分

3. 場所：原子力規制庁10階南会議室（テレビ会議にて実施）

4. 出席者：

（1）原子力規制庁

原子力規制部 研究炉等審査部門

細野企画調査官、田中主任安全審査官、有吉上席安全審査官、上野管理官補佐、佐々木技術参与

原子力規制部 核燃料施設等監視部門

木村主任監視指導官、小野原子力運転検査官

（2）試験研究用等原子炉設置者

国立大学法人東京大学 工学系研究科原子力専攻 原子炉本部長 他1名

学校法人立教学院 立教大学原子力研究所 所長 他3名

学校法人五島育英会 東京都市大学原子力研究所 技士 他1名

株式会社日立製作所 原子力事業技術センター 王禅寺センタ長 他4名

東芝エネルギーシステムズ（株）

エネルギーシステム技術開発センター 参事 他2名

5. 議事要旨

（1）東京大学他4社の廃止措置段階の試験研究用等原子炉設置者から、各原子炉施設の3条改正に伴う保安規定及び廃止措置計画の変更概要について資料に基づき説明があり、原子力規制庁から、以下のとおりコメントを伝えた。

（各組織共通の内容について）

○3条改正に伴う保安規定及び廃止措置計画の変更については、主に経営責任者の職務、検査の独立性の確保、性能維持施設の性能についてヒアリングを通じて確認してきた。審査会合において、これらの点について各組織の体制等を踏まえ簡潔に説明すること。

（東京大学について）

○検査の独立性の確保について、品質保証監視委員会が検査を行うことにより、他部門と部門を異にする検査員とすることができるため、独立性が確保できるとの説明であるが、その旨の記載がないため、補正に反映することを検討すること。

（東芝エネルギーシステムズについて）

○液体廃棄物の放射線モニタについて、可搬型のため性能維持施設とはしないとの説明は理解するが、施設管理実施計画に基づき維持管理対象の施設として含まれていることを説明すること。

（2）試験研究用等原子炉設置者から、了解した旨返答があった。

(3) また、原子力規制庁から、立教大学における検査の独立性の確保について、検査員の「他の業務に関わらず」検査に必要な権限を与えよとの表現の主旨を確認し、立教大学から、本研究所が小さな組織なため職員が様々な業務を行っているが、当該の工事等に関与していない職員を検査要員に充てることにより独立性を確保する旨の意図である、との説明があった。

6. 配付資料

・試験研究用等原子炉設置者からの配付資料

資料1 東京大学原子炉の保安規定及び廃止措置計画の変更について

資料2 立教大学原子炉の保安規定及び廃止措置計画の変更について

資料3 東京都市大学原子炉の保安規定及び廃止措置計画の変更について

資料4 日立教育訓練用原子炉の保安規定及び廃止措置計画の変更について

資料5 東芝エネルギーシステムズの保安規定及び廃止措置計画の変更について